

議案第 6 号

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の  
制定について

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように  
制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則（平成 27 年茂原市教育委員会規則  
第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項ただし書中「、前項第 2 号及び第 3 号の施設については」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条）

音楽ホール付属設備使用料

品名		単位	1 回の使用料 (単位：円)
照明設備	調光装置	1 式	3, 3 0 0
	操作卓	〃	1, 1 0 0
	ボーダーライト	〃	2, 2 0 0

	第1サスペンションライト	1台	220
	第2サスペンションライト	〃	220
	アッパーホリゾンライト	1式	1,100
	ローアホリゾンライト	〃	1,100
	サイドフロントライト	1台	220
	センターピンスポットライト	〃	550
	天井反射板ライト	1式	2,200
	コンダクターライト	1台	550
	シーリングライト	1式	2,200
	舞台効果器	1台	1,100
音響設備	調整卓	1台	1,100
	MDデッキ	〃	880
	CD-RWプレーヤ	〃	1,100
	カセットテープデッキ	〃	880
	ポータブルミキサー	〃	1,100
	グラフィックイコライザー	1台	880
	デジタルリバーブ	〃	880
	3点吊りマイク	1基	660
	ステージスピーカー	1台	330
	ステージモニタースピーカー	〃	550

	ダイナミックマイクロホン	1本	660
	ワイヤレスマイクロホン	〃	1,100
	卓上マイクロホン	〃	880
	マイクスタンド	〃	440
舞台設備	絞り <sup>とん</sup> 緞帳	1張	1,100
	吊り物 <sup>つり</sup> バトン	1列	330
	バック幕	1枚	550
	ホリゾン <sup>とん</sup> ト幕	〃	550
	平台	1台	220
	開き足	〃	110
	箱足	〃	110
	ヒナ段蹴 <sup>と</sup> 込 <sup>こ</sup> パネル	1式	550
	演台	〃	1,100
	指揮者台	1台	330
	指揮者譜面台	1脚	220
	演奏者譜面台	〃	110
	譜面灯	1灯	110
	コントラバス用椅子	1脚	110
国旗、市旗	1枚	110	
楽器	ピアノ（ヤマハCF）	1台	5,500

	〃 (スタインウェイD-274)	〃	8,800
その他	16ミリ映写機	1式	2,200
	プロジェクター (レンズ付き)	1台	2,200
	小型プロジェクター	〃	1,100
	BD/DVDプレーヤ	〃	1,100
	映写スクリーン	1式	1,100
	持込機器用電源	1キロワット	110

備考

持込機器電源の使用料は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第2項ただし書中「、前項第2号及び第3号の施設については」を削る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由 消費税が平成31年10月1日より8%から10%に改正されることに伴い、使用料に消費税率引上げ分を上乗せする改正を行おうとするものです。